6　認証に係る役務の提供をする事務所又は事業場を識別するための表示事項及びその方法
7　認証契約の有効期間
8　産業標準化法第33条第１項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
9　認証に係る産業標準化法の根拠条項

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　２の「法人番号」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
３　３は、認証に係る日本産業規格に種類又は等級が規定されている場合に記載すること。
４　６は、認証に係る役務の提供が複数の事務所又は事業場で行われる場合に記載すること。
５　７は、認証契約に有効期間が定められている場合に記載すること。

様式第７（第22条第４項関係）

認　証　取　消　報　告　書

年　　月　　日

殿

住所
報告者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

認証の全部（一部）を取り消したので、産業標準化法第45条第３項（第55条第２項において準用する第45条第３項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　認証の全部（一部）を取り消した期日及び認証番号
2　取り消した認証に係る被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名
3　認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級
4　役務の名称
5　認証に係る事務所又は事業場の名称及び所在地
6　認証に係る役務の提供をする事務所又は事業場を識別するための表示事項及びその方法
7　認証に係る産業標準化法の根拠条項
8　取り消した理由

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　２の「法人番号」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
３　認証の一部を取り消した場合にあっては、３から７までは、当該取り消した部分に係るものを記載すること。
４　３は、認証に係る日本産業規格に種類又は等級が規定されている場合に記載すること。
５　６は、認証に係る役務の提供が複数の事務所又は事業場で行われる場合に記載すること。

様式第８（第22条第５項関係）

認　証　契　約　終　了　報　告　書

年　　月　　日

殿

住所
報告者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

認証契約が終了したので、産業標準化法第45条第３項（第55条第２項において準用する第45条第３項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　認証契約が終了した期日及び認証番号
2　終了した認証契約に係る被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名
3　認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級
4　役務の名称
5　認証に係る事務所又は事業場の名称及び所在地
6　認証に係る役務の提供をする事務所又は事業場を識別するための表示事項及びその方法
7　認証に係る産業標準化法の根拠条項
8　終了した理由

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　２の「法人番号」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
３　３は、認証に係る日本産業規格に種類又は等級が規定されている場合に記載すること。
４　６は、認証に係る役務の提供が複数の事務所又は事業場で行われる場合に記載すること。

様式第９（第27条第１項関係）

事　務　所　変　更　届　出　書

年　　月　　日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

下記のとおり、認証の業務を行う事務所の所在地を変更したいので、産業標準化法第46条（第55条第２項において準用する第46条）の規定に基づき、届け出ます。

記

1　変更しようとする事務所の名称、所在地及び電話番号
2　変更の予定期日
3　変更の理由

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　１は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
３　登録証を添付すること。

様式第10（第28条関係）

業　務　規　程　（変　更）　届　出　書

年　　月　　日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

産業標準化法第47条第１項（第55条第２項において準用する第47条第１項）の規定に基づき、業務規程（業務規程の変更）を別添のとおり届け出ます。

記

1　変更の内容
2　変更の理由

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　１及び２は、業務規程の変更の場合に記載すること。